

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十一月十三日(水)衆・法務委

山花郁夫議員(民主)

一問 今回の裁判官の報酬の引下げは、憲法第七十九条第六項、第八十条第二項に違反しないのか。違反しないとして、他の公務員の俸給と足並みを合わせて報酬を引き下げる必要はないのではないか、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 裁判官の報酬の減額については、憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項は「在任中、これを減額することができない。」と規定しております。

法務省は、憲法の解釈一般について政府を代表して見解を述べる立場にございますが、当省なりの考え方を申し上げますと、これらの憲法の規定は、裁判官の職権行使の独立性を経済的側面から担保するため、相当額の報酬を保障することによつて裁判官が安んじて職務に専念することができるようになるとともに、裁判官の報酬の減額

については、個々の裁判官又は司法全体に何らかの圧力をかける意図でされるおそれがないとは言えないことから、このようなおそれのある報酬の減額を禁止した趣旨の規定であると解されます。

ところで、今回の国家公務員の給与の引下げは、民間企業の給与水準等に関する客観的な調査結果に基づく、人事院勧告を受けて行われるものです。このような国家公務員全体の給与水準の民間との均衡等の観点から人事院勧告に基づく行政の国家公務員の給与引下げに伴い、法律によつて一律に全裁判官の報酬についてこれと同程度の引き下げを行うことは、裁判官の職権行使の独立性や三権の均衡を害して司法府の活動に影響を及ぼすということはあります。したがいまして、今回の措置は、憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項の減額禁止規定の趣旨に反するものではなく、同条に違反するものではないと考えております。

二 そして、このように憲法の規定が解されることに加え、委員御承知のとおり、今般の人事院勧告を受け、同勧告どおりの給与の改定を行う旨閣議決定をしたこと、また、従来、裁判官の給与については、国家公務員全体の給与体系の中で、その職務の特殊性を考慮しつつバランスの取れたものとするという考え方に基づいて改定を行つてきたこと（注一）などを踏まえ、政府として、裁判官についても、一般の政府職員の給与改定に伴い、報酬月額をその額においておおむね対応する一般の政府職員の俸給の減額に準じて改正する必要があるものとし、今般の措置を講ずることとしたものです。

（注一）

この考え方に基づき、具体的な改定の方法については、従来、「対応金額スライド方式」によつているところである。「対応金額スライド方式」とは、特別職及び一般職の給与と対応させ、特別職及び一般職の給与が改定された場合は同じ改定率で裁判官及び検察官の給与を改定するという方式をいう。

(注二)

なお、本年九月三十日、最高裁判所の裁判官全員で構成される裁判官会議も同趣旨の結論を確認したとの最高裁判所事務総長のコメントが発表されている（別添参照）。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所

自宅

携帯

## 最高裁判所事務総長コメント

政府においては、今年度の人事院勧告に沿って、特別職を含め、国家公務員の給与全体を引き下げることした旨決定した聞いております。

そこで、本日、先般の最高裁判所裁判官会議の結果に基づいて、裁判官の報酬等に関する法律を所管する法務省の担当部局に対し、裁判官の報酬について、国家公務員同様の引き下げを行う旨の立法関係作業を依頼することとしました。

裁判官会議では、憲法上、裁判官の報酬について特に保障規定が設けられている趣旨及びその重みを十分に踏まえて検討し、人事院勧告の完全実施に伴い、国家公務員の給与全体が引き下げるられるような場合に、裁判官の報酬を同様に引き下げるても、司法の独立を侵すものではないことなどから、憲法に違反しない旨確認したものと理解しています。

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十一月十三日(水)衆・法務委

山花郁夫議員(民主)

二問 大日本帝国憲法下では、憲法上・法律上、裁判官の報酬はどのように保障されていたか、法務大臣に問う。

(答)

大日本帝国憲法下においては、憲法には裁判官(判事)の報酬を保障する規定はありませんでしたが、裁判所構成法第七十三条第一項に、「判事は原則としてその意に反して減俸されることがない」との趣旨の規定がありました。

(注)

裁判所構成法には次の規定がある。

第七十三条 第七十四条及第七十五条ノ場合ヲ除ク  
外判事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルニ非サ  
レハ其ノ意ニ反シテ転官転所停職免職又ハ減俸セ  
ラルルコトナシ但シ予備判事タルトキ及補闕ノ必  
要ナル場合ニ於テ転所ヲ命セラルルハ此ノ限ニ在  
ラス

2 前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴追ノ始若ハ其ノ間ニ  
於テ法律ノ許ス停職ニ関係アルコトナシ

第七十四条 判事身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ  
執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ司法大臣ハ控  
訴院又ハ大審院ノ総会ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命  
スルコトヲ得

第七十五条 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ変更シハ  
之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ<sup>けつ</sup>闕位  
※ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ  
闕位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス

※欠員のこと。

これによると、判事がその意に反して減俸され  
る場合として、

刑法の宣告

懲戒の処分

予備判事の場合

身体若しくは精神の衰弱に因り職務を執ること  
ができなくなり、控訴院又は大審院の総会の決議  
により司法大臣に退職を命じられた場合

法律により裁判所の組織を変更・廃止し場合に、  
当該判事を補すべき欠員がないとき  
等がある。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長

黒川弘務

連絡先 役所

自宅

携帯



(対大臣)

・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十一月十三日（水）衆・法務委

山花郁夫議員（民主）

三問 過去に裁判官の報酬の引き下げを行つたことはあるか。戦前の第二次若槻内閣において、裁判官の報酬の引き下げがあつたと聞いているが、どのように認識しているか。今回の引き下げにおいて、このときと同様の方法をとらなかつたのはなぜか、法務大臣に問う。

(答)

一 委員御指摘のとおり、昭和六年、若槻内閣時ににおいて、裁判官（判事）の減俸がされたことがありました。

二 当時の経緯の詳細は不明ですが、法令や文献等によれば、概ね次のような経緯であつたようです。

1 昭和六年、若槻内閣は、経済不況が続く中で、国家財政緊縮の一環として、俸給等の具体的額を定めた勅令の改正により、判事を含むすべての官吏を減俸しようとしま

したが、これに対しては、判事を含め官吏による反対運動が起きました。ここで、判事による反対の理由は、判事を減俸する勅令の改正は、裁判所構成法第七十三条に違反するというものでした。

2 当時の政府の解釈は、全ての判事をその意にかかわらず減俸する勅令の改正は裁判所構成法に反しないというものでしたが、こうした反対運動を受けて、政府は、改正勅令の附則に、判事についてはその意に反して現に受ける額を減額されないと規定を設け、他方で、減俸に同意しない判事に対しては、次回帝国議会提出の法律案により減俸する方針を閣議決定しました。

3 もつとも、その後、大審院長が、全国の判事に対して減俸に同意するよう訓示したことから、結局、判事全員が減俸若しくは寄附に同意したようです。

三 以上が当省において把握している経緯ですが、当時の政府の裁判所構成法第七十三条の

解釈の内容自体判然としませんし、そもそも、  
当時の裁判所構成法及び改正勅令の解釈は、  
その内容及び法規範としての性質の相違等に  
照らして、そのまま現在の憲法及び裁判官報  
酬法に当てはまるとも思えません。

すでに申し上げた事情から今回の改正を行  
うものであり、当時の勅令改正における措置  
と同様の措置（報酬の減額を個々の裁判官の  
同意にからしめる等）をとることは相当で  
ないと考えております。

（注）裁判所構成法第七十三条

第七十三条 第七十四条及第七十五条ノ場合ヲ除ク  
外判事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルニ非サ  
レハ其ノ意ニ反シテ転官転所停職免職又ハ減俸セ  
ラルルコトナシ但シ予備判事タルトキ及補闕ノ必  
要ナル場合ニ於テ転所ヲ命セラルルハ此ノ限ニ在  
ラス

2 前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴追ノ始若ハ其ノ間ニ  
於テ法律ノ許ス停職ニ関係アルコトナシ

答弁等責任者

司法法制部 司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所

自宅

携帯



(対大臣)

・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十一月十三日(水)衆・法務委

山花郁夫議員(民主)

四問 今回の報酬引下げについて、個々の裁判官がこれを不服として争うとした場合、どのような訴訟を提起することが考えられるか、法務大臣に問う。

(答)

委員ご指摘の場合には、例えば、報酬の減額を定めた改正法が違憲無効であるから、改正前の法律がなお有効であり、改正前の法律に基づく報酬の請求権があるとして、従前の報酬と減額後の報酬の差額の支払を求める訴訟を提起することが考えられます。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所

自宅

携帯

(対大臣)

・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十一月十三日(水) 衆・法務委

山花郁夫議員(民主)

五問 裁判官の報酬の引き下げについて  
は、違憲説も有力であると考えている  
が、違憲説に立った場合の立法措置の  
方法については検討したのか、法務大  
臣に問う。

(答)

委員御指摘のように、国家財政上の理由  
などに基づく措置として、一般的に法律を  
改正して全裁判官の報酬の減額を定めるこ  
とが許されるか、という問題つきまして、  
学説の中には、違憲説に立った上で、例え  
ば、法改正後に任命される裁判官にのみ適  
用するものとして法改正を行う方法ならば  
許されるのではないかとするものがあるこ  
とは承知しております。

しかしながら、今回の裁判官の報酬の引  
下げは、人事院勧告に基づく行政の國家  
公務員全員の給与引下げに伴つて行われる  
ものであることなどに鑑みれば、ただいま

御審議いただいている措置が最も妥当なものと考えております。

【更問】

(違憲説に立った場合の措置の妥当性について明確な答弁を求める、と問われた場合)

(答)

委員御指摘のような方法については、同一号俸にありながら報酬額が異なる者が生じ、人事管理上の問題が生じうることなども予想されるところから、妥当ではないと考えております。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所

自宅

携帯

(対大臣)

・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十一月十三日(水) 衆・法務委 山花郁夫議員(民主)

六問

立法・行政の公務員については減額せず、裁判官の報酬のみを裁判官全部について減額するというような場合には、三権の均衡を害し、全体としての司法権に影響を及ぼすから、そのような措置をとることは許されないと考えるがどうか、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 先ほども申し上げましたとおり、法務省は、憲法の解釈一般について政府を代表して見解を述べる立場にございませんが、裁判官の報酬の減額に関する憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項の規定は、裁判官の職権行使の独立性を経済的側面から担保するため、相当額の報酬を保障することによって裁判官が安んじて職務に専念することができるようとともに、裁判官の報酬の減額については、個々の裁判官又は司法全体に何らかの圧力をかける意図でされるおそれがないとは言えないことから、

このようなおそれのある報酬の減額を禁止した趣旨の規定であると解されます。

二　このようなどころからすれば、委員御指摘のように、裁判官の報酬の減額が三権の均衡を害し全体としての司法権の独立に影響を及ぼす場合など、既に述べた憲法の規定の趣旨に反するような場合には、そのような措置は、憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項に鑑み、許されないものと考えられます。

【更問】

(では、立法・行政の公務員については減額せず裁判官の報酬のみを裁判官全部について減額するというような場合は、三権の均衡を害し、全体としての司法権に影響を及ぼす場合に該当する、と考えて良いか、と問われた場合)

(答)

委員御指摘の場合は、基本的に三権の均衡を害し、全体としての司法権に影響を及ぼす場合に該当するおそれが強いものとは思われますが、

そのような場合に該当するかどうかは、具体的なケースに応じて検討すべきものと考えられるところであり、具体的なケースを離れ、一般的にそのような場合に該当するものかどうか断ずることは差し控えたいと思います。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所

自宅

携帯

(対大臣)

人事課 作成

十一月十三日（水）衆・法務委 石原健太郎議員

(自由)

一問 例えば、任官したばかりの検事の俸給は、一般職の職員（第一種）とさほど変わらないと承知しているが、検事の処遇の改善について、法務大臣の所見を問う。

（答）一年六か月間の司法修習を終えて検察官に任官した者の俸給月額は二十三万九千三百円であるのに対し、任官後一年六か月を経過した一般職のキャリア職員の俸給月額はおおむね十九万六千三百円となっています。

また、検察官については、その勤務の特殊性等にかんがみ、超過勤務手当等の一部の手当が支給されないこととされておりますが、給与全体としてみても、検察官が一般職の職員に比べて劣っているということはないものと思われます。

しかしながら、検察官の職務にふさわし

い処遇を確保することは、優秀な人材を確保する上でも極めて重要でありますので、今後も、そのような処遇の確保を図ってまいりたいと考えています。

(資料)

国家公務員に支給される各種手当一覧表

答弁等責任者

大臣官房人事課長 池 上 政 幸

連絡先 役所

自宅

携帯

国家公務員に支給される各種手当一覧表

	特別職の国家公務員										一般職の国家公務員									
	職員一般	国務大臣等	裁判官								職員一般			検察官						
			最高長官 最高判事	高級裁判官	判特～8 簡特～4	補1～4 簡5～9	補5～10 簡10～15	補11～12 簡16～17	指定職	俸給の特別調整額受給者	その他	検事総長 検事長	次長検事 検事	P1～8 SP特1	P9～12 SP2～12	P13～18 SP13～16	P19～20 SP17～18			
俸給の特別調整額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
初任給調整手当	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養手当	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住居手当	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通勤手当	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
単身赴任手当	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特地勤務手当	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
超過勤務手当	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
休日給	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宿日直手当	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理職員特別勤務手当	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
期末手当	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勤勉手当	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
期末特別手当	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寒冷地手当	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
根拠法令	特別職の職員の給与に関する法律		裁判官の報酬等に関する法律								一般職の職員の給与に関する法律			検察官の報給等に関する法律						

(注1) 特別職の国家公務員(職員一般、国務大臣等)の中には、○を付した手当以外の手当が支給される職員もある。

(注2) 一般職の国家公務員の職員一般に支給される初任給調整手当は、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師等に対し、一定期間支給される。

(注3) 副検事には、初任給調整手当は支給されない。

(対大臣)

人事課 作成

十一月十三日(水)衆・法務委 石原健太郎議員

(自由)

二問 今般の人事院勧告では、公務員について能力・業績反映の体系にすべきであるとされているが、検事について、これを導入するのか、その方向性について、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 檢察官の昇給については、勤務成績、責任の度合い、経験あるいは能力等を勘案して昇給させることとしておりますが、任官後の経験年数が浅いうちは、ほぼ同じように昇給している状況にあります。

二 御指摘のように、先般、職務・職責を基本とした能力・実績主義を重視した給与制度について人事院から国会及び内閣に対し報告がなされたところであり、また、公務員制度改革の場でも、いわゆる能力等級制度を基礎とした給与制度の導入について検討がなされているものと承知しております。

今後の検察官の人事・給与制度としてどのようなものがふさわしいかについては、これらの議論を見守りつつ、検察官の職務の特殊性や身分保障の在り方、裁判官の人事制度との整合性等をも踏まえて、十分に検討すべき課題であると考えております。

#### (注) 能力等級制度

公務員制度改革大綱において示された制度で、職務を通じて現に発揮している職務遂行能力に応じて職員を能力等級に格付け、これを任用、給与及び評価の基準として活用することによりトータルシステムとしての人事システムを構築しようとする制度。

#### 答弁等責任者

大臣官房人事課長 池上政幸

連絡先 役所

自宅

携帯

(対大臣)・副大臣・政務官)

人事課 作成

十一月十三日(水)衆・法務委 石原健太郎議員

(自由)

三問 検事について今後の有為な人材の確保が重要であると考えられるが、この点に関する法務大臣の考え方を問う。

(答)

法務省としては、従来から、有能で適性のある検察官を確保してきたところであります。が、今後とも同様に良質な人材を数多く確保するため、なお一層の努力を傾けてまいりたいと考えています。

【更問】

(更に、良質な人材を確保するための給与等の処遇に関する方策について問われた場合)

(答)

検察官の職務にふさわしい処遇を確保

することは、有能で適性のある検察官を確保する上でも極めて重要でありますので、今後も、そのような処遇の確保を図つてまいりたいと考えています。

### 答弁等責任者

大臣官房人事課長 池 上 政 幸

連絡先 役所

自宅

携帯

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
十一月十三日(水) 衆・法務委 木島日出夫議員(共産)

一問 一般職の職員について人事院勧告で俸給の引下げ勧告が出たからといって裁判官の報酬についてこれにならうことはないのではないか、法務大臣に問う。

(答)

一 今回の国家公務員の給与の引下げは、民間企業の給与水準等に関する客観的な調査結果に基づく、人事院勧告を受けて行われるものであります。このような国家公務員全体の給与水準の民間との均衡等の観点から人事院勧告に基づく行政府の国家公務員の給与引下げに伴い、法律によつて一律に全裁判官の報酬についてこれと同程度の引下げを行ふことは、裁判官の職権行使の独立性や三権の均衡を害して司法府の活動に影響を及ぼすということはありません。したがいまして、今回の措置は、法務省といたしますも、憲法第七十九条第六項及び第八十



条第二項の減額禁止規定の趣旨に反するものではなく、同条に違反するものではないと考えております。

（注一）

この考え方に基づき、具体的な改定の方法については、従来、「対応金額スライド方式」によつているところである。「対応金額スライド方式」とは、

従来、裁判官の給与については、国家公務員全体の給与体系の中で、その職務の特殊性を考慮しつつバランスの取れたものとするという考え方に基づいて改定を行つてきたこと（注一）などを踏まえ、政府として、裁判官についても、一般の政府職員の給与改定に伴い、報酬月額をその額においておおむね対応する一般の政府職員の俸給の減額に準じて改正する必要があるものとし、今般の措置を講ずることとしたものです。

2

特別職及び一般職の給与と対応させ、特別職及び一般職の給与が改定された場合は同じ改定率で裁判官及び検察官の給与を改定するという方式をいう。

(注二)

なお、本年九月三十日、最高裁判所の裁判官全員で構成される裁判官会議も同趣旨の結論を確認したとの最高裁判所事務総長のコメントが発表されている（別添参照）。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所 [REDACTED]

自宅 [REDACTED]

携帯 [REDACTED]

## 最高裁判所事務総長コメント

政府においては、今年度の人事院勧告に沿って、特別職を含め、国家公務員の給与全体を引き下げるここととした旨決定した聞いております。

そこで、本日、先般の最高裁判所裁判官会議の結果に基づいて、裁判官の報酬等に関する法律を所管する法務省の担当部局に対し、裁判官の報酬について、国家公務員同様の引き下げを行う旨の立法関係作業を依頼することとしました。

裁判官会議では、憲法上、裁判官の報酬について特に保障規定が設けられている趣旨及びその重みを十分に踏まえて検討し、人事院勧告の完全実施に伴い、国家公務員の給与全体が引き下げるられるような場合に、裁判官の報酬を同様に引き下げても、司法の独立を侵すものではないことなどから、憲法に違反しない旨確認したものと理解しています。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
十一月十三日(水) 衆・法務委 木島日出夫議員(共産)

二問 裁判官・検察官の今回の報酬・俸給の引下げにより、財政に対する影響はどれくらいか、法務大臣に問う。

(答)

今回の給与改定に伴い、今年度の歳出は、検察官については、本俸減額分のみで、概算、約三億八〇〇〇万円の減額となります。

なお、裁判官に関しては、本俸減額分のみで、概算、年間約五億七〇〇〇万円の減額と承知しております。

(注)

検察官給与等の引下げ総合計額の内訳

職員基本給	△一億三五〇〇万円
職員諸手当	△五億六七〇〇万円
国家公務員共済組合負担金	△三〇〇万円

合計 △七億五〇〇万円

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所

自宅

携帶



(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
十一月十三日(水) 衆・法務委 木島日出夫議員(共産)

三問 民間給与が下がり、消費が冷えている時だからこそ、裁判官、検察官の給与を引き下げるべきではない、のではないか、法務大臣の所見を問う。

(答)

御指摘の点は今回の公務員給与引下げ全体に係る問題であろうと思いますが、いずれにせよ、今回の給与改定は、専門・第三者機関である人事院による民間の給与実態の精確な調査結果に基づく一般職国家公務員についての勧告が、政府において、国政全般の観点から熟慮の上、これを尊重することとされたことを踏まえ、裁判官及び検察官についても、これに準じた改定を行うこととされたものです。

なお、これまでいわゆる対応金額スライド方式を探り、一般の政府職員の給与と連動して改定されてきたことなどに照らせば、裁判



官及び検察官の給与のみを引き下げないとすることは相当でないと考えております。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 黒川弘務

連絡先 役所 [REDACTED]

自宅 [REDACTED]

携帯 [REDACTED]